

社会福祉法人 SKY かわさき
身体拘束等の防止のための指針

令和 4 年 4 月 1 日制定
令和 6 年 3 月 31 日改定

1. 身体拘束等の防止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

2. 身体拘束等防止のための体制

(1) 当法人では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束等防止委員会」を組織します。なお、本委員会の運営責任者（委員長）は当法人の主任の中から選任し、その他の委員は法人内の主任会にて構成されます。

(2) 身体拘束等防止委員会は虐待防止委員会と一体的に行う場合があります。

(3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

(4) 身体拘束等防止委員会は、原則月に 1 回開催します。

(5) 身体拘束等防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。

- ① 身体拘束等防止委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 身体拘束等の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 身体拘束等の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が適切に行われるための方法に
関すること
- ⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 身体拘束等の防止のための研修

- (1) 職員に対する身体拘束等防止のための研修の内容は、本指針に基づき、身体拘束等防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであることを目指します。
- (2) 研修は、年 1 回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4.緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

- (1) 3要件の確認・切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）・非代替性（身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと）・一時性（身体拘束が一時的であること）
- (2) 身体拘束等防止委員会が要件合致を確認した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の様態等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合には、利用者本人や家族へ説明し書面で確認を得ます。

5.身体拘束等に関する報告

身体拘束等については、その全ての事案について実施状況や日々の態様を記録し身体拘束等防止委員会に報告するものとします。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時に同委員会を招集するものとします。

6.利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

附則 この指針は令和4年7月12日から施行し、令和4年4月1日より適用する。